平成２１年（フ）第４６１号
青森市古川３丁目18番12号
債務者　豊島　健治
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２５８号
愛知県日進市梅森台２丁目168番地１　レオパレスＳｈｉｍａ204
債務者　宮本　和哉
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４５２号
熊本市高橋町２丁目３番２号
債務者　中川　元広
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５２９号
熊本市黒髪４丁目７番17号
債務者　矢野　信彦
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５９４号
熊本市新町２丁目10番１号　田ビル403号
債務者　稲葉　末子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第５９８号
熊本市月出４丁目１番１―303号
債務者　緒方千恵子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第６６４号
熊本市新南部５丁目３番33―313号
債務者　竹川　光男
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第７４０号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水1179番地２　サンガーデングリーンテラスＩＡ101
債務者　合志　昭博
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月19日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１６４号
福島県いわき市好間町北好間字平場12番地
債務者　石井　　一
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月25日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１４４号
福島県河沼郡会津坂下町字舘ノ内2512番地
笠井アパート10号室、前住所福島県伊達市霊山町山戸田字土関48番地７
債務者　伊藤　美奈（旧姓八島）
1　決定年月日時　平成21年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第１８２８号
名古屋市守山区廿軒家11番19号　大矢ハイツ702号
債務者　伊川みさ子
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２３０号
愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字五位田39番地　ココ　フェール302号
債務者　土屋　利美
1　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２４号
山形県米沢市大字三沢26101番地の78
債務者　渡部　正人
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１４４号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠421番地の４
債務者　山本富士子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第１４９号
山形県西置賜郡白鷹町大字横田尻3734番地
債務者　其田　淳一
1　決定年月日時　平成21年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第３２９号
埼玉県深谷市東方3641番地16
債務者　金井　康子
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３３０号
埼玉県深谷市東方3641番地16
債務者　金井　　薫
1　決定年月日時　平成21年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部